

令和5年10月定例総会議事録

日 時 令和5年10月18日（水） 午前9時30分～午前11時53分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第4条による届出

第2号 農地法第5条による届出

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

第6号議案 買入協議の適否の判断について

第7号議案 非農地通知について

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）

第10号議案 農振法第10条の規定による変更申出

5. 閉 会

午前 9 時 30 分 開会

○会長

皆さん、おはようございます。

それでは、先ほど報告がありましたとおり、本日の出席委員は22名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和 5 年 10 月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出 2 件、報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知 13 件、報告第 3 号 使用貸借解約通知 6 件、局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出 2 件、局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出 4 件。

議案としては、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請 6 件、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 7 件、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 32 件、第 4 号議案 農用地利用集積計画 所有権移転 4 件、第 5 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定 150 件、第 6 号議案 買入協議の適否の判断について 1 件、第 7 号議案 非農地通知について 2 件、第 8 号議案 農振法第 13 条の規定による変更申出（除外） 6 件、第 9 号議案 農振法第 13 条の規定による変更申出（編入） 2 件、第 10 号議案 農振法第 10 条の規定による変更申出 6 件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は 10 月 10 日、北部は 10 月 11 日に行っております。

また、調査会については、南部が 10 月 12 日、北部が 10 月 13 日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、17 番委員の平尾泰弘委員、18 番委員の山口敏勝委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書 18 ページから 26 ページまでの農地法第 5 条の規定による許可申請、審議番号 6 番から 12 番まで及び審議番号 15 番から 31 番までの審議結果について、私から報告いたします。

令和 5 年 10 月 16 日に開催された、第 91 回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求

めた農地法第5条関係については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

11

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号11番を議題とします。

ここで、皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっておりますので、〇〇委員には一時退室していただき、先に意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件について、〇〇委員に一時退室していただき、先に意見を伺うことに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、この案件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

○○委員の、入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書 2 ページから 5 ページまでをお開きください。

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知

11 を除く 1 ～ 13

○会長

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知、報告番号 11 番を除く、報告番号 1 番から 13 番までの 12 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 6 ページ及び 7 ページをお開きください。

報告第 3 号 使用貸借解約通知

1 ～ 6

○会長

報告第 3 号 使用貸借解約通知、報告番号 1 番から 6 番までの 6 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 8 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページ及び10ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1～4

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から4番までの4件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、普通売買の案件です。

この案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこ

とから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書11ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

2～5

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号2番から5番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号2番は贈与の案件、審議番号3番から5番までの3件は普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要

件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。委員どうぞ。

○委員

審議番号4番について、売買価格が安すぎではないですか。

○会長

委員どうぞ。

○委員

この地域の山間部の畑と同程度となっています。

○会長

委員の説明でよろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 2 番から 5 番までの 4 件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページ及び26ページをお開きください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請

6

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請

32

○会長

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請、審議番号 6 番及び第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請、審議番号32番の 2 件を議題とします。

ここで、皆さんにお諮りします。

この 2 件については、転用目的が「営農型発電設備」の一時転用の更新の案件及び、それに伴う「区分地上権の設定」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この 2 件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この 2 件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの 2 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第1号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請、審議番号 6 番及び第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請、審議番号32番は一体のものとして申請されていることから、この 2 件について一括審議、一括採決としました。

農地法第 3 条の規定による許可申請、審議番号 6 番については、営農型発電設備の更新に伴う「区分地上権の設定」の案件で、申請地上空の利用に係る権利設定を更新するため、申請されたものです。

下部農地での営農に支障は無いものと思われるため、許可相当と判断しました。

農地法第5条の規定による許可申請、審議番号32番については「営農型発電設備」の一時転用の更新の案件で、申請人は一時転用の許可を得て、平成26年から申請地で営農型発電設備の実証実験を行っていますが、今後も設備の耐久性についての実証実験を継続したく、一時転用の更新を申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等に問題ないことを確認し、加えて営農型発電設備の許可要件である、一時転用の期限が3年間であることや、支柱等が容易に撤去可能であり、これに必要な資力と信用があること、また、パネル下部の米の収量が地域の平均の8割を超えていることや、位置等からみて周辺の農地の効率的な利用や用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないこと、電気事業者と連携契約を締結していることなどについて、問題ないことを確認し、また、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番

号6番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号32番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1～3

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「農業用倉庫」の農振の用途区分変更を経た案件、審議番号3番は、それに伴う「排水管理設工事」の一時転用の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としました。

審議番号2番について、申請人は、農業を営んでいますが、これまで賃借していた農業用倉庫が利用できなくなったことから農業用倉庫の建設を計画したところ、申請地は自宅に近く適地と判断し、申請されたものです。

また、審議番号3番については、審議番号2番の農業用倉庫からの雨水排水管を埋設する

にあたり、申請地で掘削工事を行いたく、一時転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、審議番号3番については農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

審議番号2番の農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

また、審議番号3番の農地区分も、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号2番及び3番の2件につ

いては、転用目的が「農業用倉庫」と、それに伴う「排水管理設工事」の一時転用の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番及び3番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページ及び15ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

4～7

○会長

審議番号4番から7番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号4番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在県外に居住していますが、高齢になった家族の世話をするため住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に近く住環境も良いため、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺へ

の被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号5番及び6番は、転用目的が「貸資材置場」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

今般、足場設置を行う事業者から、申請地を資材置場として利用したいとの申出があったため、整備し貸し出したく、申請されたものです。

委員から、申請地西側水路の雑木等により、水の流れが悪くなっていることへの対応について質問があり、申請人から、造成する際に雑木等を撤去し、水路の機能を確保する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地力の（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地力の（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号7番は、令和5年7月に農振除外が決定した転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件です。

申請人は、申請地の北側に居住していますが、家族が増え、駐車場等が不足したため車庫の建設を計画し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地力の（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、この4件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号4番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号5番及び6番の2件については、転用目的が「貸資材置場」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番及び6番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

○会長

次に、審議番号7番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページ及び17ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1～5

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調

査会において申請人説明を求めました。

申請地は、学校に近く、県道に近接し交通の便が良く、住環境が良いことから、適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地西側市道の草刈り等の管理について確認したところ、申請人から、関係機関と協議しているところであり、舗装を行うことも含めて検討されている旨の回答を得ました。

また、委員から、申請地周囲の水路の樹木について確認したところ、申請人から、関係機関との協議の結果、伐採予定である旨の説明がありました。

さらに、委員から、申請地は学校の近隣であるため、工事の際は、事故がないよう注意してほしい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

申請地のうち、1228番1、1229番1、1230番14の農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存すること」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

1228番2、1229番2の農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「遊覧飛行発着場」の一時転用の案件で、申請人は、航空運送事業を営んでいますが、佐賀バルーンフェスタの開催期間中に、来客者を対象としたヘリコプターによる遊覧飛行を実施したく、一時転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されていることから、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの(ア)。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当

するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号3番及び4番の2件は、転用目的が「資材置場」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建築業を営んでいますが、事業拡大に伴い、資材置場が手狭となったことから、申請地を資材置場として利用したく、申請されたものです。

委員から、東側の資材置場との境界について、排水路の設置に当たってはトラブルがないように十分話し合っただけで施工して欲しい旨の意見が出され、申請人から、了承する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地のうち1451番4の一部を許可なく転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号5番も、転用目的が「資材置場」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、農業の傍ら建設業を営んでいますが、農業用資材置場及び建設業用資材置場が不足しており、資材置場の整備を計画したところ、申請地は自宅兼事務所に隣接しており、適地と判断し、申請されたものです。

委員から、排水計画について確認し、道路に水が溜まらないようにしてほしいとの意見があり、申請人から、了承する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）

と決定しております。

以上のことから、この5件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号3番及び4番の2件については、転用目的が「資材置場」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番及び4番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページから26ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

6～31

○会長

審議番号6番から31番までの26件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号6番から12番までの7件は、50戸連たん該当の、転用目的が10棟の「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道付近で交通の便が良く、閑静な集落内にあることから、住環境が良く適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地北側にある農地の排水経路について確認があり、申請人から、申請地内に農業用排水の自由勾配側溝を設置し、南側水路へ排水する旨の説明がありました。

また、委員から、申請地南西の水路に係る地元との協議について確認があり、現在も協議を継続しており、できるだけ地元の意向に沿えるよう努めたい旨の説明がありました。

さらに、事務局から、土地利用計画図の中で、申請地に挟まれた部分は、周囲を農地に囲まれた宅地であること、宅地の居住者は、別の場所に建設予定の住宅の完成に伴って転居し、現在の住宅敷地等については、今後、建売分譲住宅敷地として売却する計画であると聞いている旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号13番は、転用目的が「農家住宅」の案件で、申請人は現在、家族と同居していますが、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に近く、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号14番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、現在、資材置場を所有していないことから、申請地を資材置場として利用したく、申請されたものです。

委員から、申請地は集落内にあるため、周辺住民に配慮しながら安全な施工を行ってほしい旨の意見がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号15番から20番までの6件は、転用目的が「野球練習施設」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は現在、社会人野球部を有していますが、練習場が不足しているため、新たに申請地を練習場及び駐車場として整備し利用したく、また地元の野球教室などにも広く利用させたく、申請されたものです。

委員から、申請地東側に残る農地への通作路について確認があり、申請人から、東側水路の管理用通路を使用できる旨の説明がありました。

また委員から、野球練習場の使用方法について確認があり、申請人から、高いフェンスや照明等を設置する計画はなく、走り込みやゴロの捕球練習などを考えている旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号21番から31番までの11件は、50戸連たん該当の、転用目的が12棟の「建売分譲

住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、学校に近く、県道付近で交通の便が良く、住環境が良いことから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地内の開発道路について質問があり、事務局から、開発道路は、一部を除き市に帰属する予定と聞いている旨の説明がありました。

また、委員から、申請地北側の里道にある排水用の塩ビ管について、工事による破損等がないよう気を付けてほしいとの意見があり、申請人から、塩ビ管を保護するなどの工事方法を検討している旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この26件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号6番から12番までの7件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この7件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この7件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番から12番までの7件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号14番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号14番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号15番から20番までの6件については、転用目的が「野球練習施設」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。委員どうぞ。

○委員

野球練習場ということですが、近くに住宅地があり、高いフェンスがない状態で、ボールが飛んで来ることによる被害はないでしょうか。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

南側に、高さ3mのフェンスを設置される計画で、北側は、遊水地になっているため、ボールが飛んで来ても、被害がある場所だと考えられていないとのことでした。

○会長

はい、委員どうぞ

○委員

ボールを使う練習場は他にありませんか。

○会長

事務局どうぞ

○事務局

申請地南側の宅地部分の建物が室内練習場となっています。室内練習場と一体的に利用される計画と伺っています。北部調査会で、申請人説明を求めた中で、申請人は、バッティングをすることは考えておられず、現段階では、走り込みやゴロの捕球練習など、体を動かすことを中心に考えておられるということです。

○会長

はい、委員どうぞ

○委員

ボールを使わない屋外練習場がいいと思いますが、もし、練習でボールが飛んで被害が生じた場合は、対応をしていただきたいと思います。

○会長

ほかにございませつか。

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、申請どおり許可することに御異議ございませつか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号15番から20番までの6件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号21番から31番までの11件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この11件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませつか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この11件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この11件について、申請どおり許可することに御異議ございませつか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号21番から31番までの11件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書27ページを、お開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1～4

○会長

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から4番までの4件：13,890㎡について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書28ページから58ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から118番までの118件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から118番までの118件

新規 13件： 152,790㎡

更新 105件： 810,198㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この118件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この118件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この118件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から118番までの118件については、計画どお

り承認することに決定しました。

次に、議案書59ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

121

○会長

審議番号121番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号121番

更新 1件： 9,952㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号121番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書58ページから66ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

121を除く119～150

○会長

審議番号121番を除く、審議番号119番から150番までの31件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号121番を除く、審議番号119番から150番までの31件

新規 2件： 35,046㎡

更新 29件： 166,972㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この31件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この31件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この31件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号121番を除く、審議番号119番から150番までの31件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書67ページをお開きください。

第6号議案 買入協議の適否の判断について

1

○会長

第6号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、買入協議の要請相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書68ページをお開きください。

第7号議案 非農地通知について

1・2

○会長

第7号議案 非農地通知について、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、既に山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書69ページをお開きください。

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1～3

○会長

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、除外目的が「貸病院敷地の拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、医療法人の系列会社で病院及び駐車場敷地を医療法人に賃貸していますが、不足する駐車場の確保を計画したところ、申出地は、既存敷地に隣接しており、適地と判断し申出されたものです。

委員から、申出地南側の水路の管理について、雑草が生えないよう対応できないか確認したところ、農業振興課から、今後、申出人が関係機関と協議していくことになる旨の説明がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号2番は、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、県外に居住しながら実家の農業を手伝っていますが、定年を期に母が居住している実家へ戻り農業に従事したいと考えていることから、不足している駐車場を確保したく申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号3番は、除外目的が「産業廃棄物中間処理施設の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、産業廃棄物処理業を営んでいますが、収集量の増加により、資材置場が手狭になったことから、敷地を拡張したく申出されたものです。

委員から、申出地北側の出入口について、大型車が通行する農道の補強が必要でないかと確認したところ、農業振興課から、今後、申出人が関係機関と協議していくことになる旨の説明がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該

当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この3件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書70ページをお開きください。

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

4～6

○会長

審議番号4番から6番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号4番は、除外目的が「既存敷地の拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、IT事業を営んでおりますが、事業の拡大により不足している駐車場を確保するため、申出されたものです。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号5番及び6番の2件については、除外目的が「貸車両置場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、自動車整備業を営む会社の代表を務めています。事業規模の拡大に伴い、既存の車両置場では手狭になったため、車両置場を整備し、会社に貸し出したいと計画したところ、申出地は工場から近く、適地と判断し、申出されたものです。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号5番及び6番の2件については、除外目的が「貨車両置場」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番及び6番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書71ページをお開きください。

第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）

1・2

○会長

第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書72ページをお開きください。

第10号議案 農振法第10条の規定による変更申出

1～3

○会長

第10号議案 農振法第10条の規定による変更申出、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から3番までの3件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書73ページをお開きください。

第10号議案 農振法第10条の規定による変更申出

4～6

○会長

審議番号4番から6番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号4番から6番までの3件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番から6番までの3件については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和5年10月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和5年10月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時53分 閉会